

兵庫県公報

平成20年4月11日 金曜日 第1969号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
危険物取扱作業の保安に関する講習の実施(消防課).....	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	5
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同).....	6
土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出(同).....	6
林業種苗生産事業者の登録証の記載事項の変更(林務課).....	7
基本測量が終了した旨の通知(契約管理課).....	7
公共測量が終了した旨の通知(同).....	8
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	8
同上(同).....	8
同上(同).....	9
道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止(同).....	9
同上(同).....	10
同上(同).....	10
道路の区域の変更(同).....	11
中播都市計画道路事業の認可(平成20年近畿地方整備局告示第36号)(街路課).....	11
阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可(平成20年近畿地方整備局告示第35号)(同).....	11
同上(平成20年近畿地方整備局告示第37号)(同).....	12
中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可(平成20年近畿地方整備局告示第38号)(同).....	12
公有水面埋立工事のしゅん功認可(港湾課).....	13
八鹿町岩崎区整備計画の認定(都市政策課).....	13
新住宅市街地法開発事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....	13
都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定(同).....	14
土地区画整理事業の事業計画の変更認可(市街地整備課).....	18
土地区画整理事業の終了の認可(同).....	18
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(同).....	19
中播都市計画公園事業の認可(公園緑地課).....	19
公 告	
寄附者の顕彰(秘書課).....	19

告 示

兵庫県告示第418号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を財団法人兵庫県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等

(1) 給油取扱所講習

(講習対象者)給油取扱所(自家用給油取扱所を含む。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)

H20. 7. 8	13:30 ~ 16:30	加古川	101	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H20. 7.24		神戸	102	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4 - 10 - 5	230
H20. 7.25		豊岡	103	豊岡市立豊岡市民会館 大会議室 豊岡市立野町20 - 34	120
H20. 7.30		丹波	104	丹波市立春日文化ホール 丹波市春日町黒井811	300
H20. 8.18		姫路	105	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延未426 - 1	300
H20. 8.20		小野	106	小野市伝統産業会館 大研修室 小野市王子町806 - 1	200
H20. 9. 2		尼崎	107	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2 - 6 - 75	200
H20. 9.16		明石	108	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1 - 4 - 7	210
H20.12. 3		神戸	109	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4 - 10 - 5	230

(2) 石油コンビナート地区講習

(講習対象者) 石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設(給油取扱所を除く。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H20. 9. 5	13:30 ~ 16:30	姫路	201	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延未426 - 1	300
H20. 9. 9		高砂	202	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1 - 2 - 1	250
H20.10.10		姫路	203	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延未426 - 1	300
H20.10.16		神戸	204	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4 - 10 - 5	230
H20.11.13		加古川	205	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250

(3) その他一般講習

(講習対象者) 前記(1)及び(2)以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)

H20. 7. 7	13:30 ~ 16:30	高砂	301	高砂市福祉保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
H20. 7.10		姫路	302	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延未426-1	300
H20. 7.17		神戸	303	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	230
H20. 7.18		西宮	304	西宮市フレンテホール フレンテ西宮5階 西宮市池田町11-1	240
H20. 7.28		尼崎	305	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H20. 8. 1		加古川	306	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
H20. 8. 8		赤穂	307	赤穂市文化会館 赤穂市中広864	380
H20. 8.25		尼崎	308	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H20. 9.11		神戸	309	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	230
H20.10. 3		川西	310	アステ川西 アステホール 川西市栄町25-1	200
H20.10.14		明石	311	明石市立産業交流センター 多目的ホール 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7	210
H20.11. 4		尼崎	312	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H20.11. 6		たつの	313	たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール たつの市龍野町富永	250
H20.11. 7		神戸	314	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	230
H20.11.14		姫路	315	市川町文化センター 神崎郡市川町西川辺715	150
H20.11.25		宝塚	316	宝塚市立中央公民館 宝塚市伊子志1-4-1	100
H20.11.27		加古川	317	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	200
H21. 2. 4		姫路	318	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延未426-1	300
H21. 2. 6		伊丹	319	スワンホール 多目的ホール 伊丹市昆陽池2-1	150
H21. 2.13	神戸	320	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	230	

(4) 全区分講習

(講習対象者) 従事する危険物施設の種別を問わない。

開催年月日	講習時間	地区	会場番号	講習会場(所在地)	定員(人)
H20. 7.22	13:30 ~ 16:30	淡路	401	淡路消防ビル 大会議室 洲本市塩屋1-2-32	150
H20. 8.21		篠山	402	四季の森生涯学習センター 篠山市網掛429	300
H20. 9. 8		佐用	403	佐用町コミュニティ防災センター 佐用郡佐用町円応寺233-1	100
H20. 9.12		養父	404	但馬長寿の郷 郷ホール 養父市八鹿町国木594-10	150
H20.10.23		加東	405	加東市滝野図書館 会議場 加東市下滝野1369-2	120
H20.11.28		豊岡	406	豊岡市立豊岡市民会館 大会議室 豊岡市立野町20-34	120
H20.12. 5		尼崎	407	尼崎市防災センター 多目的ホール 尼崎市昭和通2-6-75	200
H20.12.10		にしたか	408	西脇地域職業訓練センター 西脇市平野町189-1	150

2 講習科目及び時間

(1) 危険物関係法令に関する事項(1時間)

- ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
- イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項(2時間)

- ア 危険物施設の火災及び漏えいの事例並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
- イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
- ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

3 受講対象者

(1) 製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 当該取扱作業に従事することとなった日から1年以内の者。ただし、当該従事することとなった日から起算して過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。
- イ 平成17年度に都道府県知事が行った保安講習を受講した者(平成18年度又は平成19年度に保安講習を受講した者を除く。)
- ウ 平成17年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者(平成18年度又は平成19年度に保安講習を受講した者を除く。)

(2) 現在は危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者で、特に受講を希望する者

4 受講申請手続

(1) 提出書類

一括申請用受講申請書又は個人申請用受講申請書

なお、それぞれの受講申請書の対象者及び配布方法は次のとおりとする。

ア 一括申請用受講申請書

平成17年度に本県が行った保安講習を受講した危険物取扱者のうち、消防法第11条第1項前段の規定

に基づく許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し又は占有する事業所で危険物の取扱作業に従事し、県内に所在する事業所等（以下「県内事業所等」という。）に所属している者を対象とした申請書として、平成20年4月下旬に財団法人兵庫県危険物安全協会から県内事業所等あてに受講案内書を同封して郵送する。

イ 個人申請用受講申請書

ア以外の者を対象とした申請書として、平成20年4月下旬に県内の各消防本部（局）及び消防署等、財団法人兵庫県危険物安全協会並びに兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において個人申請用受講申請書及び受講案内書を配布する。

(2) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館4階
財団法人 兵庫県危険物安全協会

(3) 提出期間

平成20年5月7日（水）から同月23日（金）まで。ただし土曜日及び日曜日を除く。

毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

また、郵送による場合は、必ず配達記録郵便によることとする。

なお、提出期間中に定員に満たなかった講習日については、原則として当該講習日の2週間前まで受付を継続する。ただし、定員に達し次第受付を終了する。

(4) 受講手数料

受講申請者一人当たり4,700円分の兵庫県収入証紙を、受講申請書の手数料欄に、はがれないように貼り付けること。

また、金額の過不足がないようにすること。

(5) その他

ア 受講希望日によっては、会場の都合等により希望日と異なる日を受講日に指定することがある。

イ 指定した講習日からの受講日の変更（欠席した後に再度受講を希望する場合を含む。）は、平成20年度内の講習日への変更に限って認める。ただし、変更の際には、前もって次の問い合わせ先に連絡すること。

5 講習についての問い合わせ先

- (1) 財団法人兵庫県危険物安全協会 電話（078）333 - 8032
- (2) 兵庫県企画県民部災害対策局消防課危険物係 電話（078）341 - 7711 内線 3418

兵庫県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市繁田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	安福忠勝	神戸市西区平野町繁田156番地の2
同	竹川和幸	同 市同区平野町繁田482番地
同	森岡一三	同 市同区平野町繁田158番地の2
同	金子満男	同 市同区平野町繁田143番地の2
同	竹川政次郎	同 市同区平野町繁田471番地
同	坪井貞夫	同 市西区平野町繁田112番地
同	安福俊彦	同 市同区平野町繁田486番地
同	福壽利彦	同 市同区平野町繁田593番地の2
同	津村道弘	同 市同区平野町黒田255番地
監事	坪井勝	同 市同区平野町繁田114番地の2
同	森岡強司	同 市同区平野町繁田482番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	安 福 忠 勝	神戸市西区平野町繁田156番地の2
同	竹 川 和 幸	同 市同区平野町繁田482番地
同	森 岡 一 三	同 市同区平野町繁田158番地の2
同	金 子 満 男	同 市同区平野町繁田143番地の2
同	竹 川 政次郎	同 市同区平野町繁田471番地
同	坪 井 貞 夫	同 市同区平野町繁田112番地
同	安 福 俊 彦	同 市同区平野町繁田486番地
同	福 壽 利 彦	同 市同区平野町繁田593番地の2
同	津 村 道 弘	同 市同区平野町黒田255番地
監 事	坪 井 勝	同 市同区平野町繁田114番地の2
同	森 岡 強 司	同 市同区平野町繁田482番地

兵庫県告示第420号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年3月31日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	七 夕 池 地 区	平成20年4月11日から 同 年5月1日まで	姫 路 市 役 所
同 上	奥 山 東 下 池 地 区	同 上	同 上
同 上	土 師 皿 池 地 区	同 上	同 上

兵庫県告示第421号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町 の 名 称	地 区 名 (工 区 名)
神 崎 郡 神 河 町	長 谷 地 区 (第 1 工 区)

兵庫県告示第422号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第2項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録証の記載事項を変更した。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
			種 穂		苗 木		
			採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以外 の苗木 養成	
新	社16	北はりま森林組合 多可郡多可町加美区豊部1922 - 4					生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
旧	社16	加美町森林組合 多可郡加美町西山41					同

兵庫県告示第423号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
基本測量（精密測地網高精度三次元測量、特定地域高精度三次元測量）
- (2) 作業期間
平成19年8月15日から平成20年3月4日まで
- (3) 作業地域
神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町及び赤穂郡上郡町
- 2 (1) 作業種類
基本測量（基準点測量）
- (2) 作業期間
平成19年6月1日から平成20年3月18日まで
- (3) 作業地域
姫路市、豊岡市、養父市、朝来市、宍粟市、神崎郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町
- 3 (1) 作業種類
基本測量（高精度三次元測量）
- (2) 作業期間
平成19年8月20日から平成20年1月18日まで
- (3) 作業地域
尼崎市及び西宮市
- 4 (1) 作業種類
基本測量（基盤地図情報作成作業）
- (2) 作業期間
平成19年12月20日から平成20年3月24日まで
- (3) 作業地域
神戸市

兵庫県告示第424号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(1/4,000空中写真撮影、空中三角測量)
- 2 作業期間
平成19年9月28日から平成20年3月10日まで
- 3 作業地域
姫路市、明石市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、宍粟市、揖保郡太子町及び赤穂郡上郡町

兵庫県告示第425号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 内海山崎線	宍粟市山崎町上ノ字前河原1042番から 同市山崎町上ノ字前河原1021番まで	旧	7.0から 10.0まで	37.0	
		新	7.0から 16.0まで	37.0	
県道 塩田一宮線	宍粟市山崎町上牧谷字菅町904番8から 同市山崎町上牧谷字菅町904番11まで	旧	4.0から 5.0まで	60.0	
		新	4.0から 6.0まで	60.0	
県道 千種新宮線	宍粟市山崎町大沢字シルタレ640番から 同市山崎町大沢字沢ノ田665番1まで	旧	3.0から 8.0まで	257.0	
		新	6.0から 13.0まで	256.0	
県道 千種新宮線	宍粟市山崎町塩山字赤坂30番2から 同市山崎町塩山字赤坂21番1まで	旧	5.0から 11.0まで	100.0	
		新	7.0から 11.0まで	100.0	

兵庫県告示第426号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月11日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 村岡小代線	美方郡香美町小代区水間字伊賀谷273番1から	旧	7.0から 21.0まで	91.0	
	同郡同町小代区水間字伊賀谷301番まで	新	7.0から 24.0まで	91.0	

兵庫県告示第427号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 176号	篠山市草野字東山1721番8から 同市草野字東山1721番13まで	旧	9.0から 12.0まで	172.0	
		新	10.0から 25.0まで	172.0	
県道 篠山京丹波線	篠山市東本荘字松ヶ元坪63番1から 同市東本荘字車塚坪695番1まで	旧	7.0から 22.0まで	787.0	
		新	13.0から 28.0まで	787.0	

兵庫県告示第428号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月11日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 西脇三田線	西脇市野村町字岩本573番3から 同市板波町字河原ヶ坪25番2まで	旧	7.0から 22.0まで	145.0	
			7.0から 38.0まで	158.0	
		新	9.0から 13.0まで	145.0	

兵庫県告示第429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月11日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 429号	宍粟市千種町西山字小頭山985番23から 同市波賀町上野字城155番9まで	旧	4.0から 45.0まで	19,237.0	
国道 429号	宍粟市千種町西山字小頭山985番23から 同市波賀町上野字城155番9まで	新	4.0から 96.0まで	19,812.0	

兵庫県告示第430号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月11日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 浅野山東線	朝来市山東町大月字返り1074番から 朝来市山東町大月字千鳥縄手1052番1まで	旧	7.0から 15.0まで	202.0	
		新	8.0から 17.0まで	202.0	

兵庫県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年4月11日から2週間、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 250号	たつの市御津町室津字奥長老ヶ谷1126番6から	旧	10.0から 15.0まで	31.0	
	同 市御津町室津字奥長老ヶ谷1131番3まで	新	12.0から 28.0まで	31.0	一部 予定地

兵庫県告示第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の認可の告示（平成20年近畿地方整備局告示第36号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業 3.5.204号 本龍野富永線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成20年3月25日から平成22年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県たつの市龍野町堂本字上長塚及び中村字大塚地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成20年近畿地方整備局告示第35号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業 3.4.161号 建石線（神原）
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成12年12月7日から平成22年3月31日まで

- 5 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
-

兵庫県告示第434号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成20年近畿地方整備局告示第37号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業 3.4.81号 尼崎宝塚線
阪神間都市計画道路事業 3.3.5号 国道176号線
 - 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 - 4 事業施行期間
平成13年12月5日から平成22年3月31日まで
 - 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
-

兵庫県告示第435号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成20年近畿地方整備局告示第38号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業 3.4.22号 大日線
中播都市計画道路事業 3.3.3号 国道線
中播都市計画道路事業 3.4.114号 十二所前線
 - 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 - 4 事業施行期間
平成13年10月19日から平成23年3月31日まで
 - 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし
-

兵庫県告示第436号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり姫路港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成20年4月11日

姫路港港湾管理者

兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

- 1 しゅん功認可年月日
平成20年3月31日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井戸敏三
- 3 埋立区域の位置及び面積
姫路市広畑区富士町7番及び12番1の地先
2-1工区 10,361.61平方メートル
2-2-1工区 2,442.92平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
平成8年1月24日
兵庫県指令港第10号の9
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
姫路市

兵庫県告示第437号

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第32条第1項の規定により、八鹿町岩崎区整備計画を認定し、平成20年4月11日から施行する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称
南但馬地域
- 2 整備計画の名称
八鹿町岩崎区整備計画
- 3 整備計画を認定した区域
養父市八鹿町岩崎区屋敷地ほか（区域は縦覧に供する整備計画に示す。）
- 4 整備計画案の縦覧場所
兵庫県庁、但馬県民局及び養父市役所

兵庫県告示第438号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、次のとおり新住宅市街地開発事業の事業計画の変更を認可した。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業
西神第2地区新住宅市街地開発事業
- 3 変更後の事業施行期間
昭和55年12月26日から平成23年3月31日まで

4 変更後の事業地

神戸市西区伊川谷町井吹字苗代、字西山、字小池谷、字小池口、字深谷、字竹谷、字越前、字東室谷、字西室谷、字大戸口、字大戸奥、字登り立及び字花折

同 市同区伊川谷町前開字室谷

同 市同区伊川谷町別府字建山及び字辻ヶ内

同 市同区櫛谷町菅野字城ヶ谷

同 市同区櫛谷町谷口字南谷口、字南谷、字南谷奥、字真谷奥、字中山及び字岡ノ谷

同 市同区櫛谷町福谷字助広、字縁谷、字口縁谷、字五ヶ谷及び字三ツ松

同 市同区櫛谷町寺谷字櫛谷

同 市同区櫛谷町友清字奥鎌ヶ谷、字鎌ヶ谷及び字宮下

同 市同区櫛谷町池谷字光松、字山ノ谷、字城ヶ谷、字大谷及び字小谷

同 市同区井吹台東町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目

同 市同区井吹台西町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目

同 市同区井吹台北町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目

兵庫県告示第439号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特別指定区域	予定建築物等の用途	指定年月日
上野地区	西脇市上野字ヘラ町、大谷山及び北山の各一部	別図のとおり	平成20年4月11日
上戸田地区	西脇市上戸田字奥垣内、土手及び八日山の各一部	同 上	同
津万地区	西脇市津万字ウスバの全部、高坪、西ノ門、源女、大根、八王子前、柳坪、長垣内及び長田の各一部並びに嶋字曾崎の一部	同 上	同
嶋地区	西脇市嶋字辻、大將軍、コフカタ及び大堂の各全部、曾崎、落クゴ、木俵、内垣、的場、下五反田、上五反田、五万田、馬渡り、庵戸、宮京寺、大前田、東乞田及び西乞田の各一部	同 上	同
大垣内地区	西脇市大垣内字垣ノ内及びトデの各全部、丁田、滝ノ下、高町及びハリ田の各一部並びに寺内字丁田、堂ノ下及び大垣内裏の各一部	同 上	同
寺内地区	西脇市寺内字丁田、堂ノ下、カイチ、大垣内裏、出口、中田、田フチ、カナニ口、ホコラ、上畑、池尻、上及び天神ノ芝の各一部	同 上	同
西嶋地区	西脇市西嶋字村前、門、梶ノ下、中添及びビノテの各一部	同 上	同

蒲江地区	西脇市蒲江字時釜、谷郷、大根、蒲池東、イハノ元、西ケ市、早田、北ケ市、東畑及び西畑の各一部	同 上	同
坂本地区	西脇市坂本字谷川向、上中野、谷川尻、北茶屋、町池、戎之本、大將軍ノ本、坂本、西之野及び坂谷口の各一部並びに寺内字田フチの一部	同 上	同
大野地区	西脇市大野字戎田、木戸口、南及び仮安の全部、センサマ、山本、永長、栗坪、池下、邑中、タヨカイチ、大谷、片山、逆サマ及びハケ山の各一部並びに坂本字野手ノ下の一部	同 上	同
郷瀬地区	西脇市郷瀬町字村内及び大歳西の各全部、神田、境手ノ上、大歳坪、井詰、西ノ岸、角ノ前及び旗頭の各一部	同 上	同
富田地区	西脇市富田町字善南寺坪及び堂前の各全部、犬ノ堂、善南寺東、田之垣、上高井、下高井、志竹之上、坪ノ内及び村内の各一部、西田町字森ノ本、塚之本及び土堤之上の各一部並びに日野町字犬ノ堂の一部	同 上	同
日野地区	西脇市日野町字高芝、ウワタ、松ノ前、東沢、タノカイチ、犬ノ堂、平ノ口、南川、西カイチ、南カイチ、中カイチ、北カイチ、浦山及び一ノ谷の各一部、郷瀬町字柵の一部並びに富吉南町字蒲之元の一部	同 上	同
富吉南地区	西脇市富吉南町字池ノ下及び山之下の各全部、東川、堂ノ元、沖田、蒲之元、高芝、土居之元、中道、山田、池ノ南、下ノ山、上ノ山及び南山の各一部並びに富吉上町字大橋及びイヤノ上の各一部	同 上	同
富吉上地区	西脇市富吉上町字堂ノ後の全部、大橋、南カイチ、東垣内、イヤノ上、西門、八幡、ボン垣内、薬師之西、辻ノ内、北山、カヤ林及び平山の各一部並びに富吉南町字東川の一部	同 上	同
前島地区	西脇市前島町字前川原、村中、大年ノ西、庵ノ元、天神ノ元、岸之東、上川原及び西川原の各一部、富吉上町字西門の一部、西田町字東門、大年前、北ノ手、上り戸及び上川原の各一部、市原町字清水の一部並びに大木町字水落の一部	同 上	同

西田地区	西脇市西田町字村中及び高井の各全部、クヌキ、若宮、カラキ、井ノ辺、蒲之元、名草、東門、上り戸及び川端の各一部並びに富田町字上高井及び下高井の各一部	同 上	同
市原地区	西脇市市原町字南ケ市の全部、石ケ坪、清水、下河原、長畑、岩ケ坪、広畑ケ、池ノ下、北ケ市、沼、川端、山之下、東ケ市、下町、上町、村之内、長畑ノ上、東谷及び南内の各一部並びに大木町字徳部新田の一部	同 上	同
大木地区	西脇市大木町字タヤカチの全部、ヨコテ、札ノ元、西角、清水田、山ノ下、水落、蔵之元、ナシノキ、若宮ノ元、郡新田、徳部新田及びびーツ林の各一部並びに野中町字国影、芝添及び下川原の各一部	同 上	同
野中地区	西脇市野中町字国影、山ノ下、坂ノ下、ハゼノ木、土ドイ、芝添、高ノ坪、前、郷ノ上、草木、中丁田、後丁田、上石、北垣内、小山及び小屋辻の各一部	同 上	同
羽安地区	西脇市羽安町字カドタの全部、堂ノ前、筋違、横長、下河原、森ノ下、トイツメ、山ノ下、水田、中曽根及び道ノ上の各一部並びに野中町字前の一部	同 上	同
高松地区	西脇市高松町字南境、荒子、花立、観音堂、屋形、小口、山添、広畑、ヌエノ、中川原、寺ノ垣内及び平見の各一部	同 上	同
板波地区	西脇市板波町字札之辻、上中田及び下中田の各全部、宮ノ後、川原坪、蔵ノ元、舟戸、三高、高瀬、西池町、段ノ下、北垣内、中垣内、宮ノ前、川ノ上、樋ノ上、段ノ上、尾狭、大林及び二ツ谷の各一部	同 上	同
平野地区	西脇市平野町字土井下の全部、井口、山ノ下、中田、薬師下、大池下、皿池ノ下、宮下及びユリ下の各一部	同 上	同
平野地区	西脇市平野町字大池ノ内、大池下、経ケ芝、東山及び大池ノ上の各一部並びに板波町字二間口、小敷谷、間谷及び城ケ谷の各一部	同 上	同
谷地区	西脇市谷町字郷ノ口、墓所下、若栄、前田、垣内、西山ノ下、北山、墓所ケ谷及び東柴草山の各一部	同 上	同

野村地区	西脇市野村町字奥野、笹野及び中ノ多和の各一部	同 上	同
比延地区	西脇市比延町字前田、村中、大道ノ東、上町、下町、西川原、山ノ口、和田、下古野、口古野及び茶山の各一部並びに鹿野町字北垣内、大蔵、池ノ内及び新開の各一部	同 上	同
比延地区	西脇市比延町字西川原の一部	同 上	同
上比延地区	西脇市上比延町字寺ノ東、東前田、前田出口、前田出口ノ西、前田ノ西、西岡ノ東、西岡、西岡山、芦谷道ノ東、芦谷道ノ西、岡山ノ北、芦谷嫁ケ石、芦谷嫁ケ石東、野瀬、北垣内道ノ西、寺ノ北、谷田、大年坪、池ノ尻、越水、南垣内、昆沙門ノ東、水口ノ東、東脇、馬渡里、岸ノ久後、花ノ木、嶋田山、下掛り、中通り、池町下、友右衛門垣内、カクレ谷、奥野山、丸山、伊勢山、前田、北垣内及び池ノ南の各一部並びに比延町字岡ノ山根の一部	同 上	同
鹿野地区	西脇市鹿野町字源四郎垣内の全部、宮ノ前、辻、蔵ノ垣内、五土砂、島堂、中ノ垣内、五明、明神、山ノ神、森ノ本、竹ノ内、御防垣内、芝ノ垣内、戌亥寺、北垣内、大蔵、池ノ内、新開、釜谷及び六ノ坪の各一部	同 上	同
鹿野地区	西脇市鹿野町字辻、西川原、蔵ノ垣内、五土砂及び六ノ坪の各一部	同 上	同
塚口地区	西脇市塚口町字一ノ瀬、和賀メ、中ノ垣内、二之瀬及びウツロクチの各一部	同 上	同
塚口地区	西脇市塚口町字一ノ瀬の一部	同 上	同
高嶋地区	西脇市高嶋町字フロノ下、高町、山添及び明神の各一部並びに鹿野町字中ノ垣内の一部	同 上	同
堀地区	西脇市堀町字南河原、中島、城府、峠、上西河原及び下西河原の各一部	同 上	同
堀地区	西脇市堀町字東河原の一部	同 上	同
落方地区	西脇市落方町字サル田、火燈し山、菊ノ尾、長柄柿、フチノ上、岡本、西垣内、加正谷及び今ドヒの各一部	同 上	同

明楽寺地区	西脇市明楽寺字狭谷、沢田、池ノ内、池ノ下、上中尾、下中尾、岡本、流田、芝添、カウロギ、タコカ、大谷、野尻、茶屋町、荒井口、寺田、目ケ向、大門、北谷及び西谷の各一部	同 上	同
水尾地区	西脇市水尾町字大門の全部、瓜植、一ノ宮ノ元、車田、村中、佃、オノ神、北門、中ノ池及び中ノ坪の各一部	同 上	同
岡崎地区	西脇市岡崎町字高倉、堀越、北浦、大根、早稲田、出口、下岡崎、上岡崎及びカヤノ内の各一部、落方町字八ノキ及び五百戸の各一部並びに上王子町字流レ田及び小丸の各一部	同 上	同
上王子地区	西脇市上王子町字流レ田、古河及び山根の各一部	同 上	同
合山地区	西脇市合山町字西山、堂ノ上、堂ノ前、前田、宮ノ前、藤原及び奥田の各一部	同 上	同
出会地区	西脇市出会町字円丈寺、中野、中野上、笹原、笹尾、ダケ山、菖蒲谷及び桧尾の各一部	同 上	同
八坂地区	西脇市八坂町字上之段、岩元、東山、平池ノ下、土手ノ内、勝尾谷、五輪及び大谷の各一部並びに平野町字米山及び平見の各一部	同 上	同

(別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室及び西脇市建設経済部都市住宅課に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第440号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、龍野市大道南農住土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事業施行期間

変更前 平成17年9月20日から平成20年3月31日まで

変更後 平成17年9月20日から平成21年3月31日まで

2 変更認可の年月日

平成20年3月28日

兵庫県告示第441号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により、龍野市堂本天神農住土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成20年4月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
龍野市堂本天神農住組合
- 2 事業施行期間
平成17年 9月20日から平成20年 3月31日
- 3 施行地区
たつの市龍野町堂本字天神及び字八向田の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
龍野市堂本天神農住土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日
平成17年 9月 8日
- 6 終了認可の年月日
平成20年 3月31日

兵庫県告示第442号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、稲美町国岡西部土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年 4月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間
変更前 平成15年 8月29日から平成21年 3月31日まで
変更後 平成15年 8月29日から平成24年 3月31日まで
- 2 変更認可の年月日
平成20年 3月28日

兵庫県告示第443号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年 4月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画公園事業
4.4.109号 天満公園
- 3 事業施行期間
平成20年 4月11日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
姫路市大津区天満字堂ノ後 地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成20年 4月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 氏名及び住所
菅 野 薫
- 2 功績内容
兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。